

建設業の事業主の皆様へ



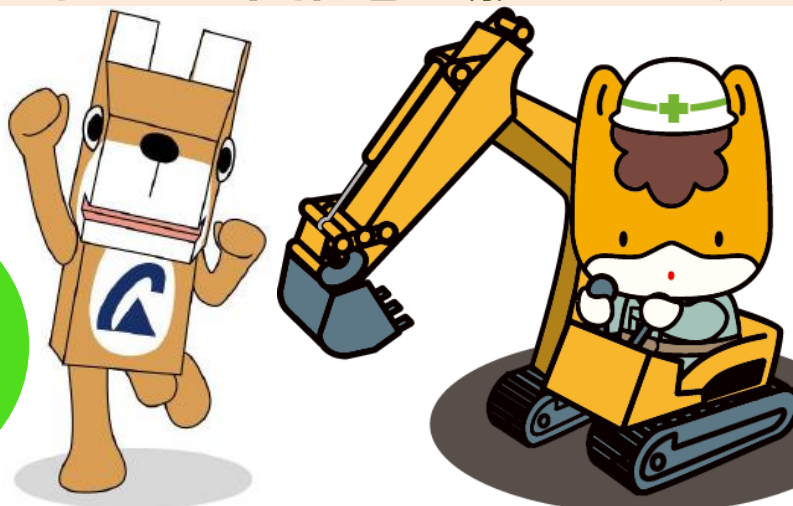
「働き方」が変わります！

**2024(令和6)年4月1日から
時間外労働の上限規制が適用されます**

★早めの準備をお願いします★

所定労働
時間の枠
組みの見
直し

週休2日
制の推進



群馬県建設業協会 ぐんケンくん ©群馬県 ぐんまちゃん 00276-01

年次有給
休暇の
取得促進

適正な
工期の
設定

人材確保
と育成
など

現在、建設事業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、2024（令和6）年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情（特別条項）があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ **1年間**の時間外労働は**720時間以内**
- ・ **1か月**の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満（※）**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、**2～6か月平均80時間以内（※）**
（「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」の全て）
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6回（月）以内**

（※）災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。



厚生労働省 群馬労働局 労働基準監督署

適正な36協定の締結・運用には、日々の労働時間管理が重要です！

- 原則として次のいずれかの方法により、労働日毎の労働時間を、適正に把握する必要があります。
- ① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
 - ② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

※ やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合には、以下の措置を講ずる必要があります。

- ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」における自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置等について、十分な説明を行うこと
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

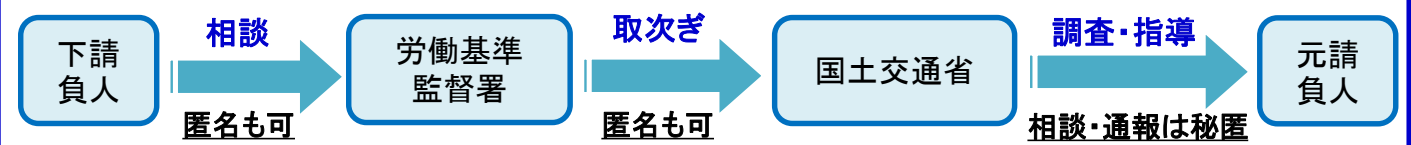
令和5年4月から中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられます！

(現在)	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)		(令和5年4月1日～)	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

「下請たたき」は「建設業法」で禁止されています！

下請代金の支払遅延、不当に低い請負代金の額とする請負契約、著しく短い工期の設定などの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関するご相談への対応だけでなく、建設業法違反を調査している国土交通省へご相談の取次ぎも行っています。



(※下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。)



「働き方改革」の取り組みをサポート！ 無料で個別出張相談も受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

「労働時間相談・支援コーナー」 県内各労働基準監督署

「群馬働き方改革推進支援センター」 0120-486-450



2022.8